

参加者および関係者 各位

モビリティリゾートもてぎ

レース組織委員会

四輪一般規則の改訂

2025 年 モビリティリゾートもてぎ四輪一般競技規則 第 4 章 第 29 条 走行中のドライバーの遵守事項について、下線部分の通り改訂する。

【改定前】

- ～ 6) 規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行した場合は、次の処置がとられる。
プラクティス（公式練習、予選）：アドバンテージを得たと判定された場合、当該周回のタイムは採択されない。
決勝レース：結果として有利になったと判定された場合、ペナルティ等が科せられる場合がある。
いずれにおいても、走路外走行を繰り返すことは車両に対するコントロールの欠如と見做され、失格に至る罰則が科せられる場合がある。

【改定後】

- ～ 6) 規定の走路から外れたり、コーナーをショートカットしたりして走行した場合は、次の処置がとられる。
プラクティス（公式練習、予選）：アドバンテージを得たと判定された場合、関連する周回のタイムは採択されない。
決勝レース：結果として有利になったと判定された場合、ペナルティ等が科せられる場合がある。
いずれにおいても、走路外走行を繰り返すことは車両に対するコントロールの欠如と見做され、失格に至る罰則が科せられる場合がある。

以上